

寄 附 行 為

財団法人 日本抗生物質学術協議会

目 次

第 1 章 総則	(第 1 条 ~ 第 4 条)	1
第 2 章 財産及び会計	(第 5 条 ~ 第 14 条)	1
第 3 章 役員	(第 15 条 ~ 第 20 条)	3
第 4 章 理事会	(第 21 条 ~ 第 29 条)	5
第 5 章 評議員及び評議員会	(第 30 条 ~ 第 31 条)	7
第 6 章 名誉顧問及び顧問	(第 32 条)	7
第 7 章 会員	(第 33 条 ~ 第 35 条)	8
第 8 章 寄附行為の変更及び解散	(第 36 条 ~ 第 38 条)	8
第 9 章 事務局	(第 39 条 ~ 第 40 条)	9
第 10 章 補則	(第 41 条)	9
附則		9

財団法人 日本抗生物質学術協議会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は財団法人日本抗生物質学術協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都品川区上大崎 2 丁目 20 番 8 号に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は抗生物質の総合研究ならびに生産技術の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 抗生物質及び関連医薬品(以下「抗生物質等」という。)に関する普及啓発活動
- (2) 抗生物質等に関する資料の収集及び調査研究
- (3) 抗生物質等の調査研究に対する助成
- (4) 抗生物質等に関する技術上の援助
- (5) 抗生物質等に関する講演会、研究会等の開催
- (6) 行政機関及び内外の諸団体との連絡、協力及び交流
- (7) 機関誌及び刊行物の発行
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第 5 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及会費

- (3) 寄付金品
- (4) 委託研究費
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本会の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年

度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第15条 本会に、次の役員を置く。

理事 14人以上20人以内

監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を理事長、4人以内を常務理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第17条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 本会に、評議員20人以上30人以内を置く。

- 2 評議員は、会員又は本会の事業に関し学識経験のある者及び本会の事業に係る職務にある者の中から理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 代表役員である理事長及び理事長が指名した役員は評議員会に出席することができる。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 6 評議員会には、第23条第3項第3号及び第26条から第29条までの規定を準用する。
- 7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 名誉顧問及び顧問

(名誉顧問及び顧問)

第32条 本会に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、評議員2名以上の推薦に基づき、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

第 7 章 会 員

(種 類)

第 3 3 条 本会の会員は普通会員及び特別会員の 2 種とする。

- 2 普通会員は本会の主旨に賛同しその事業に協力するものであって別に定める入会金および会費年額を納めた個人とする。
- 3 特別会員は本会の主旨に賛同しその事業を支持するものであって別に定める会費を納めた法人とする。

(普通会員)

第 3 4 条 普通会員は本会の行う事業に参加できる他本会の刊行物の無償或は有償配布を受ける。

(特別会員)

第 3 5 条 特別会員は本会の行う事業に参加し、別に規定する所によってその成果を利用することが出来る他本会の刊行物の無償或は有償配布を受ける。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 6 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 3 7 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 8 条 本会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ

理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事・監事・評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補 則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣の認可があった日(平成17年9月20日)から施行する。

- 2 この寄附行為の一部変更の際、役員及び評議員である者の任期は、第 18 条第 1 項の規程にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。

参考事項

設立認可

昭和 22 年 5 月 20 日 : 厚生省東予第 22 号

一部変更認可

昭和 23 年 3 月 25 日 : 厚生省発予第 57 号

昭和 24 年 7 月 27 日 : 厚生省東薬第 13632 号

昭和 26 年 4 月 2 日 : 厚生省東薬第 2327 号

昭和 31 年 1 月 27 日 : 厚生省東衛 61 号

昭和 34 年 2 月 27 日 : 厚生省東衛第 390 号

昭和 42 年 4 月 5 日 : 厚生省収薬第 5041 号

昭和 46 年 4 月 5 日 : 厚生省収薬第 5030 号

昭和 54 年 8 月 24 日 : 厚生省収薬第 19377 号

平成 3 年 6 月 18 日 : 厚生省収薬第 845 号

平成 7 年 3 月 10 日 : 厚生省収薬第 374 号

平成 17 年 9 月 20 日 : 厚生労働省発医薬第 0920052 号